

はじめに

インボイス制度が令和5年10月1日から始まります。

すでに、多くの企業がインボイス制度への対応をされているなかで、金融機関行職員に対して、お客さま（中小企業・個人事業主などの取引先）より**具体的に何をすればよいのかわからない**というお問合せやご相談を受けるケースが増加してきており、それに対して、金融機関行職員は、誤りなく対応することが求められています。

そこで、本書では、**インボイス制度に関する基本のお問合せと、インボイス制度に関する取引先からのご相談**を想定して、Q&Aに簡潔にまとめました。

税制度は正確に把握しておく必要がある上に、個々のお客さまの事情に応じたさまざまな対応が必要となります。そのため、「インボイス制度にはメリットがあります」などと一律の対応をすると、クレームにつながってしまいます。

基本的な制度の概要のお問合せに対応するだけでなく、**クレームを回避するために、本書Q&Aの「A」(Answer)に記載の内容を、最低限の対応として、しっかりと頭に入れておくこと**をおすすめします。

お客さまがインボイス制度に関心が高まる理由は、**消費税の納税額に影響すること**にあります。

インボイスとは、適格請求書発行事業者が発行する適格請求書をいいます。

売手が買い手に対して正確な消費税額等を伝える手段がインボイスであり、買い手は、そのインボイスを受け取ることで、消費税の仕入税

額控除が受けられるようになります。仕入税額控除とは、商品の販売や提供の際に預かった消費税から仕入れの際に預けた消費税を差し引く（控除する）ことです。

現在、免税事業者（売上が1,000万円以下）の場合は、消費税を納める必要はありませんが、インボイス制度が開始すると、免税事業者はインボイスを発行することができません。そのため買い手は免税事業者と取引した場合、インボイスを受け取ることができないため、消費税の納税額負担が大きくなります。そこで、買い手は免税業者に対して、インボイスを発行する課税事業者（適格請求書発行事業者）となって、インボイスを発行するように求めることが予想されます。免税事業者にとっては、適格請求書発行事業者になると、今まで納めていなかった消費税を納める必要があるため、適格請求書発行事業者になるべきか悩むケースが生じます。

このようなケースに対して、お客さまよりお問合せやご相談を受けた場合に対応できるように、本書は、解説に図表を多用してわかりやすく解説しています。

本書を活用することで、お客さまの本業支援の一助となるよう祈念してやみません。

令和5年6月9日

辻・本郷税理士法人／辻・本郷 IT コンサルティング株式会社

目次

1 章 インボイス制度の基本Q&A

- Q 1 - 1 企業が支払う消費税の仕組みとは？ 6
- Q 1 - 2 インボイス制度とはどんな制度？ 8
- Q 1 - 3 消費税が課税される取引とはどんな取引？ 10
- Q 1 - 4 消費税の課税事業者と免税事業者の違いとは？ 12
- Q 1 - 5 消費税の申告方法、申告時期、計算方法とは？ 14
- Q 1 - 6 インボイスには何を記載すればいいのか？ 16
- Q 1 - 7 インボイスの記載にあたっての注意点とは？ 18
- Q 1 - 8 インボイス制度が導入された理由とは？ 20
- Q 1 - 9 令和5年度税制改正で行われた見直しとは？ 22
- Q 1 - 10 インボイス制度の経過措置とは？ 24
- Q 1 - 11 適格請求書発行事業者と免税事業者の違いとは？ 26
- Q 1 - 12 インボイス制度開始後、適格請求書発行事業者になるためには？ 28
- Q 1 - 13 売り手側が請求書を発行している取引において、注意すべき点とは？ 30
- Q 1 - 14 家賃や定額報酬等の請求書を発行しない取引について、売り手側の対応は？ 32
- Q 1 - 15 立替請求をしている取引では、どんな対応が必要か？ 34
- Q 1 - 16 売上値引をしている取引では、どんな対応が必要か？ 36
- Q 1 - 17 課税事業者との取引における注意点とは？ 38
- Q 1 - 18 インボイス制度開始後、免税事業者との取引における注意点とは？ 40
- Q 1 - 19 インボイス制度における経費精算の注意点とは？ 42
- Q 1 - 20 事務所家賃の支払等、請求書を受け取っていない取引の注意点とは？ 44
- Q 1 - 21 下請建設業者が取引先にいる場合の注意点とは？ 46

Q 1 -22	小売業者が取引先にいる場合の注意点とは？	48
Q 1 -23	適格請求書発行事業者の登録は、インボイス制度が始まってからもできるか？	50
Q 1 -24	インボイス制度対応としてシステムを導入する場合、補助金を利用できるか？	52
Q 1 -25	IT導入補助金の申請から採択までの流れとは？	54
Q 1 -26	税理士ではない者がインボイス制度に関する助言等を行う場合の注意点とは？	56
コラム	インボイス制度とDX	58

2章 インボイス制度に関する取引先からの相談Q&A

Q 2 - 1	下請製造業者の場合、適格請求書発行事業者になったほうがよいか？	60
Q 2 - 2	小売店の場合、適格請求書発行事業者になったほうがよいか？	62
Q 2 - 3	不動産賃貸業・個人事業主の場合、適格請求書発行事業者になったほうがよいか？	64
Q 2 - 4	免税事業者のままだと今後の取引にデメリットはあるか？	66
Q 2 - 5	インボイスを発行するために必要なこととは？	68
Q 2 - 6	インボイスは絶対に発行しなければならないのか？	70
Q 2 - 7	インボイスと従来の請求書の違いとは？	72
Q 2 - 8	適格簡易請求書とは？	74
Q 2 - 9	インボイス発行後に必要なこととは？	76
Q 2 -10	取引先のインボイス発行(登録番号取得)の有無の確認方法とは？	78
Q 2 -11	すべての取引先にインボイスを求める必要はあるか？	80
Q 2 -12	少額の取引はインボイスが不要って本当なのか？	82
Q 2 -13	インボイスを発行しない取引先へはどう対応するか？	84
Q 2 -14	インボイスを受け取った後に必要なこととは？	86
Q 2 -15	法人税法や所得税法の保存書類との差異とは？	88
Q 2 -16	法人税や所得税の納税額への影響はあるか？	90
Q 2 -17	インボイスは書面に限られるのか？	92
Q 2 -18	デジタルインボイスの活用のメリットとは？	94

1

章

インボイス制度の 基本Q&A



Q

1-1

企業が支払う消費税の 仕組みとは？

A 企業の納める消費税は、消費者から預かった消費税額から取引先へ支払った消費税額を控除して計算します。



消費税は、事業者が商品や製品を販売し、サービスを提供することなどにより消費者から預かった消費税額から、仕入れの際に取引先に支払った消費税額を控除して、納付する消費税額を計算する仕組みを採っています。この各取引段階で税が累積しないようにする仕組みを仕入税額控除といいます。仕入税額控除を行うためには帳簿や請求書等の保存が求められ、これらの記載事項について消費税法で定められています。

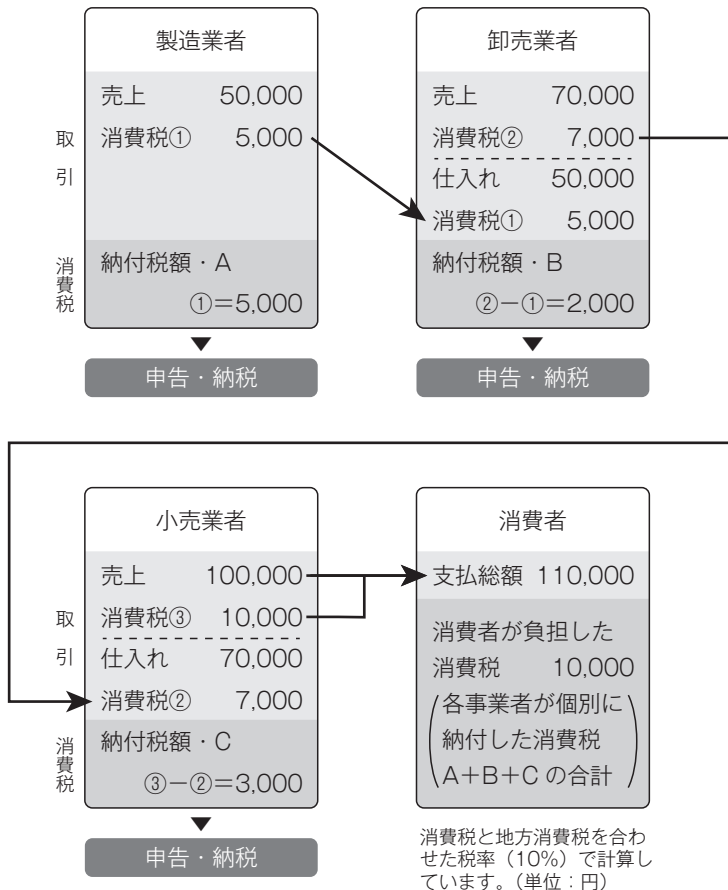
解説

消費税とは、簡潔に言えば、商品・製品の販売やサービスの提供等の取引に対して広く公平に課税される税で、商品等の価格に上乘せされた消費税と地方消費税分を最終的に消費者が負担するというものです。しかし、法人税や所得税等と大きく異なり、**消費税を負担すべき消費者が納付するのではなく、各取引の段階で消費税を預かった事業者が消費者に代わり納付するという仕組み（間接税）**となっています。

間接税である消費税は最終的な負担者は消費者ですが、通常モノやサービスは生産や流通、販売等の各取引段階を経て消費者に届きます。その途中の各取引でも消費税は当然発生しますが、各事業者及び最終負担者である消費者が支払う消費税には前段階で事業者が支払った消費税も

累積し、二重課税となってしまいます。そこで消費税の仕組みでは、事業者が商品や製品を販売し、サービスを提供することなどにより消費者から預かった消費税額から、仕入れの際に取引先に支払った消費税額を控除して納付する消費税額を計算し、各取引段階で税が累積しないようにしています。これを仕入税額控除といいます。

◎消費税及び地方消費税の負担と納付の流れ



出典：国税庁ウェブサイトをもとに作成

執筆者紹介

辻・本郷税理士法人

辻・本郷税理士法人は、顧問先約 17,000 件、国内 85 拠点、海外 7 拠点（2023 年 5 月現在）を擁し、お客さまの多様なニーズにお応えするため専門分野別に特化したサービスを提供。また辻・本郷グループ内の弁護士、司法書士、行政書士、FP、社会保険労務士などの専門家や、会計システムの導入支援、経営支援、補助金申請担当と連携し、大手ならではの組織力を活かした、ワンストップでサポートする。

辻・本郷 IT コンサルティング株式会社

国内最大級の税理士法人である辻・本郷税理士法人のグループ会社として 2014 年に創業。実践した数多くの DX 化ノウハウをグループ内外に展開。バックオフィスに課題を抱える組織のコンサルティングから導入までをワンストップで行う。電子帳簿保存法やインボイス制度対応等、最新のコンサルティング事例にも精通。「無数の選択肢から、より良い決断に導く」をミッションとし、情報が多すぎる現代において、お客さまにとっての「より良い」を見つけるパートナーを目指す。

菊池 典明	(きくち のりあき)
西野 雅丈	(にしの まさたけ)
高山 智之	(たかやま ともゆき)
藤江 高寛	(ふじえ たかひろ)
阿南 悠乃	(あなん ゆうの)
川中 明華	(かわなか はるか)
清藤 ひかる	(せいとう ひかる)

金融機関行職員が知っておきたい インボイス制度 Q&A

2023年7月19日 第1刷発行

編者 辻・本郷税理士法人
辻本郷ITコンサルティング株式会社

発行者 志茂満仁

発行所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本町3-21

電話 代表03(3267)4811 制作03(3267)4823

<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

装丁・本文デザイン／田中真琴 組版／(有)トム・プライズ 制作／小林朋恵
印刷／(株)加藤文明社 製本／(株)ブックアート

©HONGO TSUJI TAX & CONSULTING, Hongo Tsuji IT Consulting 2023 Printed in Japan ISBN978-4-7668-3493-2

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、
当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。